

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ツツイコウギョウカクシキガイシャ 筒井工業株式会社
 住所 大阪府東大阪市長堂2-14-4
 代表者氏名 フリガナ ツツイ タカシゲ 筒井貴重
 電話番号 06-6783-2677
 FAX番号 06-6783-2678
 メールアドレス tutui@htc.zaq.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 筒井工業株式会社
住 所 大阪府東大阪市長堂2-14-4
代表者氏名 代表取締役 筒井貴重



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ツツイカシゲ 筒井工業株式会社		
住 所	大阪府東大阪市長堂2-14-4		
フリガナ 代表者の氏名	ツツイカシゲ 代表取締役 筒井貴重		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	ツツイゲユキ 代表取締役筒井滋往	ツツイカシゲ 代表取締役筒井貴重	
役員の氏名		ツツイゲユキ 取締役筒井滋往 ツツイヤスマサ 取締役筒井康将 イノウエトモヒロ 監査役井上智博	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

筒井工業株式会社

住

所

大阪市長堂2丁目14番4号

代表者氏名

代表取締役

筒井貴重



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市長堂二丁目14番4号
筒井工業株式会社

会社法人等番号	1220-01-004946	
商号	筒井工業株式会社	
本店	大阪府東大阪市長堂二丁目30番地	
	大阪府東大阪市長堂二丁目14番4号	平成3年6月24日住居表示実施
公告をする方法	当会社の公告は官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和47年12月19日	
目的	1. 管工事業 2. 上水道、下水道工事の設計、施工 3. 冷暖房工事 4. 衛生設備工事 5. 土木工事業 6. 建築工事業 7. 舗装工事業 8. 塗装・防水工事 9. 前各号に附帯関連する一切の業務 平成18年5月25日変更 平成18年6月22日登記	
発行可能株式総数	2万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。	

役員に関する事項	取締役	筒井 滋 往	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月16日登記
	取締役	筒井 貴 重	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月16日登記
	取締役	筒井 康 将	平成28年 5月26日就任 ----- 平成28年 6月16日登記
	大阪府東大阪市長堂二丁目14番4号 代表取締役	筒井 滋 往	平成28年 5月26日重任 ----- 平成28年 6月16日登記 ----- 令和 2年 5月30日辞任 ----- 令和 2年 6月 1日登記
	大阪市天王寺区東上町3番17-801号 代表取締役	筒井 貴 重	令和 2年 5月30日就任 ----- 令和 2年 6月 1日登記
	監査役	若 林 正 起	平成28年 5月26日就任 ----- 平成28年 6月16日登記 ----- 令和 2年 5月30日辞任 ----- 令和 2年 6月 1日登記
	監査役	井 上 智 博	令和 2年 5月30日就任 ----- 令和 2年 6月 1日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある		----- 平成28年 6月16日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

大阪府東大阪市長堂二丁目14番4号
筒井工業株式会社

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成16年 3月 8日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 2年 7月 3日

大阪法務局東大阪支局

登記官

山 田 和 弘



定 款

筒 井 工 業 株 式 会 社

筒井工業株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、筒井工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 上水道、下水道工事の設計、施工
3. 冷暖房工事
4. 衛生設備工事
5. 土木工事業
6. 建築工事業
7. 舗装工事業
8. 塗装・防水工事
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は官報に掲載する

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、2万株とする。

(株券)

第6条 当社の株式については、株券を発行する

2 当社の株券は、1株券、5株券、10株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。



2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

第 14 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。



3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 15 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

- 第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人とし、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当会社に取締役会を設置する。

(監査役の設置)

- 第 20 条 当会社に監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数)

- 第 21 条 当会社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

- 第 22 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。



(取締役及び監査役の任期)

- 第23条 取締役の任期はその選任後 10 年以内、監査役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

- 第24条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。
- 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

- 第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

- 第26条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
- 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(監査の範囲)

- 第27条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬及び退職慰労金)

- 第28条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第30条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。



(剰余金の配当等の除斥期間)

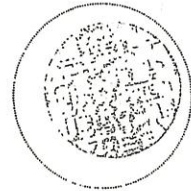
第31条 当社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

以上は、当社の現行定款に相違ありません。

大阪府東大阪市長堂二丁目14番4号

筒井工業株式会社

代表取締役 筒井貴重



令和2年9月23日

現行の定款に相違ありません

東大阪市長堂2丁目14番4号

筒井工業株式会社

代表取締役 筒井貴重

